

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区赤坂三丁目9番2号
(名 称) 株式会社MAGねっとホールディングス
(法人番号 9010401082710)

上記被審人に対する平成28年度(判)第12号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年10月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年8月29日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都港区赤坂三丁目9番2号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社である。

被審人は、被審人社長の親族等が経営するグループ企業に対する短期貸付金及び未収利息について、当該グループ企業の財政状態の悪化を把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を被審人の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、当該関連当事者の財政状態の悪化を把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上を適正に行わなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成24年8月10日	第38期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,969百万円であることを2,777百万円と記載	・貸倒引当金の不計上 ・未収利息の過大計上
2	平成24年11月9日	第38期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,945百万円であることを2,766百万円と記載	・貸倒引当金の不計上 ・未収利息の過大計上

3	平成 26 年 11 月 13 日	第 40 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,527 百万円で あるところを 2,595 百万円と 記載	・貸倒引当金の 不計上
			平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲1,106 百 万円であるところ を▲38 百万円 と記載	
4	平成 27 年 2 月 13 日	第 40 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,500 百万円で あるところを 2,568 百万円と 記載	・貸倒引当金の 不計上
			平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲1,133 百 万円であるところ を▲64 百万円 と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の事実の表に掲げる事実につき

番号1ないし同4の事実

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の事実の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第38期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第38期第1四半期報告書」という。）及び同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第38期第2四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第38期第1四半期報告書	133,789円
第38期第2四半期報告書	120,271円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第38期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第38期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。

番号3及び同4

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第40期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第40期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第40期第3四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第40期第2四半期報告書	152,807円
第40期第3四半期報告書	142,604円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第40期第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第40期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

となる。